

年金だより

国民年金の納付を お得な口座振替にしませんか？

毎月の国民年金保険料は翌月末までに納付しなければなりません。

納付が遅れると障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがあります。また、納期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなります。

保険料の納付を口座振替にすると、納め忘れがなく便利でお得です。

●一括納付で割引あり

国民年金保険料は、納付書で一括前納すると割引されます。

さらに、一括前納を口座振替にすると割引額が有利になります。また、一括前納でなくても、月々の口座振替を早割(当月保険料の当月引き落とし)にすると割引がありますので国民年金保険料の納付は、「口座振替」をぜひご利用ください。

口座振替のお申込みは、市役所年金課、社会保険事務所、預貯金口座をお持ちの金融機関(郵便局を含む)の窓口で受け付けています。

口座振替のお申込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳

や納付書等、基礎年金番号がわかるものをお持ちください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

①現金で各月納付すると 14,410円×12月=172,920円
②現金で1年度分を前納すると 172,920円-169,850円=年間 3,070円 割引
③口座振替で1年度分を前納すると 172,920円-169,300円=年間 3,620円 割引
④口座振替の各月納付を早割(当月保険料を当月末引落とし)にすると 月々14,360円×12月=172,320円(年間 600円 割引)
⑤6ヵ月分を現金で前納すると「700円」の割引(年間割引額1,400円) 口座振替で前納すると「980円」の割引!(年間割引額「1,960円」)

※平成20年度の保険料を基に算定した額です。

年金課

☎973-5498

●早割制度

①現金支払いは1ヶ月早く納付していただいても割引はありませんが、月々の保険料を口座振替の早割で納付すると年間600円(月額50円)の割引になります。

②早割制度は平成17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付いただいている方も早割に変更するためには、あらかじめ申し込みが必要です。

●一括前納の場合の注意点

残高不足で口座からの引き落としができなかった場合は、割引がなくなりますのでご注意ください。(毎月の口座振替に切り替わります。)

1年度分前納(4月～翌年3月分)の口座振替日は4月30日です。

●申込締切日

口座振替での平成21年度分一年前納(4月から9月の6ヶ月前納も含む)の締切日は、2月末日までです。詳細につきましては、社会保険事務所又は年金課へお問い合わせください。

次の方は所得の申告を 忘れず行ってください!

①平成21年度国民年金保険料の免除申請を希望する方・また、前年度より免除の継続申請を希望している方は『所得の申告』がお済みでないとい免除の判定ができません。

平成21年3月16日(月)までに税の申告を終えておきましょう。(審査対象となる本人・配偶者・世帯主の分の申告が必要です)

※市・県民税の申告は所得の有無にかかわらず必要です。

②20歳前からの障害により障害基礎年金を受給している方は、所得申告をしていない場合は、支給停止になることがあります。

※申告書が送付されてこない場合でも、右記の方は必ず市民税課に申し出て申告してください。

※また、所得の申告に必要な「社会保険料控除証明書」を紛失された方は、コザ社会保険事務所へ再発行を依頼してください。(市役所年金課では発行できません。)

今月は口座振替一括前納の申込月です。



市役所年金課 ☎973-5498
コザ社会保険事務所
国民年金課 ☎933-3437

☎933-3438